

「こうち男女共同参画プラン（案）」へのパブリックコメントの結果

資料1-1	令和8年2月20日
令和7年度第3回こうち男女共同参画会議	

- 1 募集期間：令和7年12月25日（木）から令和8年1月26日（月）まで
- 2 意見提出：21件（10人、1団体）
- 3 意見の内容と県の対応・考え方

【対応】①意見を踏まえ案を修正したもの ②ご意見の趣旨が案に既に含まれているもの ③今後の施策推進の参考とするもの ④ご意見に対する考え方を説明したもの

人権・男女共同参画課

番号	項目	いただいたご意見の概要	県の考え方	プラン修正箇所等	対応
1	第3 プランの基本的方向と具体的な取組 2 基本理念 (2) 社会の諸制度や慣行についての配慮	「性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。」とあるが、婚姻の際に夫婦がどちらかの姓を名乗ることが強要されていることが未だ解決されていない。 <u>選択的夫婦別姓の制度を認めるように国に対して働きかけをしていただきたい。</u>	結婚後の改姓による不便さや不利益を解消することは不可欠と考えますが、選択的夫婦別姓制度の導入には、様々な意見があるものと承知しており、国政の場で十分に議論を重ねるべきものと考えます。 本県としましては、男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、性別にかかわらず個人の尊厳が尊重される社会の実現に向けた取組を推進してまいります。	修正無し	④ご意見に対する考え方を説明したものの
2	テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 取組の柱(1) 社会全体の意識を変える 取組の方向②国際規範・国際基準の理解・普及の促進	<u>選択的夫婦別姓について、通称を法制化するとの動きがあるが、一人が二つの名前を使い分けるといった複雑な形態を法で保証するべきではない。</u> 個人のアイデンティティの尊重のため、国への強い働きかけを期待する。	(該当箇所：P.27)	修正無し	④ご意見に対する考え方を説明したものの
3	テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 取組の柱(1) 社会全体の意識を変える 主な取組②国際規範・国際基準の理解・普及の促進	夫婦同姓の強要は個人の自由を侵害する人権侵害であり、2024年の女性差別撤廃委員会の総括所見（勧告）でも指摘されている。 女性差別撤廃が進まない状況の下では、優れた男女共同参画プランがあっても実現は困難であるため、 <u>こうち男女共同参画プランに選択的夫婦別姓実現への取組を加え、女性差別撤廃を一步前に進めてほしい。</u>	(該当箇所：P.27)	修正無し	④ご意見に対する考え方を説明したものの
4	テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 取組の柱(1) 社会全体の意識を変える 取組の方向②国際規範・国際基準の理解・普及の促進	国際規範、国際基準に沿って日本の制度・基準の変更無くして意識は変わらないと思う。 <u>女性差別撤廃条約の実効性を高める為に選択議定書の批准を力強く求めて頂きたい。</u>	女子差別撤廃条約の選択議定書の批准については、国において適切な議論がなされるべきことと考えています。 本県としましては、女子差別撤廃条約の理念を踏まえ、男女共同参画社会基本法等に基づき、性別による差別の解消と男女共同参画社会の実現に向けた取組を着実に推進してまいります。 (該当箇所：P.27)	修正無し	④ご意見に対する考え方を説明したものの
5	テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 取組の柱(2) 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり	取り組みの柱のタイトルにある「女性に選ばれ」という文言は削るべき。 <u>「女性に選ばれる」ための計画づくりではなく、男女の人権尊重がベースなので、それがはっきりとわかる記載にするべき。</u>	本プランは、男女共同参画社会基本法及び高知県男女共同参画社会づくり条例に基づき、男女の人権の尊重を基本理念として策定するものであり、「女性に選ばれ」という表現は、女性に特定の生き方を求めるものではなく、固定的な性別役割分担意識や女性の活躍機会の制約などの様々な障壁の解消を図ることにより、性別や置かれている状況にかかわらず誰もが安心して暮らし、自らの希望に応じて参画できる地域の実現を目指す趣旨で用いているものです。 ご意見を踏まえ、テーマ1からテーマ3の「目指す姿」について、性別にかかわらず誰もが個人としてそれぞれの希望に応じて能力を発揮し、自分らしく生きることができるとする社会の実現を目指す趣旨がより明確となるよう記載を見直しました。	P.27 P.32 P.38	①ご意見を踏まえ案を修正したものの
6	テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 取組の柱(2) 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり 取組の方向①「共働き・共育て」の県民運動の推進	人口減少の大きな要因として若年女性を中心とした県外への転出超過をあげているが、その背景にある問題を固定的性別役割分担意識の継続、女性の活躍機会不足、キャリアを磨くような環境がないと分析しているにも関わらず、 <u>意識啓発などの成果を数字で表すことが難しい課題に対する取組が後退しているように感じる。何をすすんでも男女共同参画を意識して行わない限り、固定的性別役割分担意識の解消には向かわない。</u> 共働き・共育ては家族が対等な関係であることが基本であるため、 <u>「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」の基本として、固定的性別役割分担意識の見直しについて明確に打ち出してほしい。</u>	ご意見については参考にさせていただきます。 なお、「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」の主な取組は、固定的な性別役割分担意識の解消にあります。 プランでは、「共働き・共育て」の県民運動などを通じて、社会全体の意識改革を進めることを掲げており、性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を後退させることなく、さらに強力で推進してまいります。 (該当箇所：P.29)	修正無し	④ご意見に対する考え方を説明したものの
7	テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 取組の柱(2) 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり	取組目標「県職員における男性の1月以上の育児休業取得率100%」について、「まず隼より始めよ」ということだとは思いますが、 <u>職場環境の比較的良好な県職員の数値目標で、県民に広く勤める効果が期待できるのか。</u>	県職員における取組目標は、ご認識のとおり県庁が隼より始めるという考えで設定しました。 すべての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる高知を目指し、男女間で負担を分かち合う共働き・共育ての生活スタイルをオール高知の県民運動として推進していくためには、まず県庁が数値目標として設定し、育児休業を取得したい職員が気兼ねなく取れる環境を率先垂範して構築していくことが大事であると考えています。 その上で、県職員の育児休業取得率の向上に寄与した取組を県内事業者等に共有し、県内全体に広げていくことが行政の役割だと考えています。 (該当箇所：P.31)	修正無し	④ご意見に対する考え方を説明したものの

8	テーマ2 あらゆる分野における女性の参画拡大 取組の柱（3）女性の活躍の場の拡大	非正規労働者が女性に多いことが経済格差の要因となっているため、女性に選ばれる高知県を目指すのであれば、まずは公務における非正規労働を見直し、改善を図る必要があるのではないか。 <u>数値目標に、公務職場での非正規労働者の割合を減らすことを挙げてはどうか。</u>		修正無し	④ご意見に対する考え方を説明したものの
9	テーマ2 あらゆる分野における女性の参画拡大 取組の柱（3）女性の活躍の場の拡大 取組の方向①女性の所得向上と経済的自立の実現	プラン（案）では、女性が労働の場でも「活躍」し、「所得向上と経済的自立」を実現するため、「短時間正社員など多様な正社員制度を導入し、非正規雇用労働者の正社員転換を進める事業主に対する導入支援等」を行うとあるが、この場合の「事業主」に、私企業だけでなく、非正規労働者の多く、その大半が女性である地方自治体も対象として加えてほしい。 現在、地方自治体で働く公務非正規労働者のほとんどが、会計年度任用職員であり、原則として単年度雇用のため、継続的な雇用が見込まれず、常に不安定な立場に置かれ続けている。 公務非正規労働者の場合、雇用時間はフルタイムに近く、業務内容も正規職と変わらない場合が多く、特に保育・教育の分野ではこの傾向が顕著にみられる。 保育や教育に携わる非正規労働者は、教員・保育士・図書館司書・公認心理士・社会福祉士などの資格を有し、その職で継続的に働きたいと考える人がほとんどであるが、これらの職種は、なり手が不足している代表的な職種でもある。 非正規職の辛さから辞めざるを得なかった人員の離職をとどめるためにも、 <u>地方自治体が積極的に非正規雇用から正規雇用への転換を行い、民間の「事業主」のモデルケースとなってほしい。</u> そのために、 <u>プラン（案）では、民間・公務職を問わず、非正規職の正規化を目指していく方針を明確に表すことを求めたい。</u> このことが、将来的な「女性の貧困」を防ぎ、中高年に至っても女性が安心して暮らしていける高知県をつくる一助となる。	県や市町村における職の設置にあたっては、業務の量や担うべき業務の範囲、責任の程度などを踏まえて、正規職員と会計年度任用職員のどちらが担うべきか総合的に判断しており、会計年度任用職員が担っている業務の内容、量などを精査した結果、正規職員が担うべき業務であると判断した場合は、正規職員により対応しています。 こうした中でも、県内における若年層の所得向上に向け、正規雇用を促進するという観点から、県庁においても率先垂範となるよう、若年層の正規雇用の拡大に向け、本年度から非正規雇用の方を対象とした正規職員の採用試験を創設したところです。 現在のところ、数値目標を掲げることは検討していないものの、県庁における取組が市町村や県内事業者等に波及していくことを期待しているところです。 (該当箇所：P.36)	修正無し	④ご意見に対する考え方を説明したものの
10	テーマ2 あらゆる分野における女性の参画拡大 取組の柱（3）女性の活躍の場の拡大	取組の柱（3）における、 <u>政策目標である女性の有業率についての目標が「現状以上」であることについて、具体的な目標数値を立てるべき。</u> 令和12年に有業率が75.11%であればいいということで、その過程で有業率が下がってもいいと考えているように捉えられる。	高知県における女性の有業率は現状で全国平均を上回っており、これは女性の労働市場への積極的な参加を反映しています。 また、無業者の半数以上が学生など、就業を目的としない人々であることも踏まえると、現状の有業率は高い水準にあると考えています。 ご意見を踏まえ、P D C A サイクルによる取組状況の点検・評価を行いながら、多様な働き方を進め、女性の活躍の場を広げてまいります。 (該当箇所：P.37)	修正無し	④ご意見に対する考え方を説明したものの
11	テーマ2 あらゆる分野における女性の参画拡大 取組の柱（3）女性の活躍の場の拡大	<u>政策目標の男女の賃金格差についても、目標が85%というのは実現可能性は高いが、実際の賃金の額や生活実態、母子世帯の厳しい状況から考えると、高知県の低賃金構造を十分に踏まえておらず、生活状況に則しているとも言えないのではないか。</u> また、 <u>正社員とパートで賃金に格差がある前提での目標設定ならば、育児を担う女性は低収入になってしまうという前提を案に固定化しているように感じられ、男女共同参画社会実現に向けたプラン案としては好ましくないのではないか。</u>	県民の所得向上に向けては、産業振興計画を中心に取組が進められているところであり、本プランでは男女間の「格差」に着目して目標を設定しています。また、男女の賃金格差の解消を最終的な目標とし、その達成に向けた5年後の目標を設定しています。 今回のご意見にある母子世帯の厳しい経済状況については、「第2 計画策定の背景」でも触れたとおり、県としても課題の一つであると認識しており、女性の経済基盤の安定に向けては、「ひとり親家庭支援センター」や「高知家の女性しごと応援室」による相談支援や就労支援を行うほか、デジタルスキルの習得と就労を支援することによる成長産業への労働移動の後押しなども引き続き行っていきます。 これらの取り組みを通じて、女性の所得向上と賃金格差の解消を実現し、すべての県民が安定した生活を送れる環境を整備してまいります。 (該当箇所：P.36)	修正無し	④ご意見に対する考え方を説明したものの
12	テーマ3 安全・安心な暮らしの実現 取組の柱（3）生涯を通じたからだところの健康支援 取組の方向②リプロダクティブ・ヘルス/ライツを踏まえた性に関する正しい理解の促進	取組にある「 <u>プレコンセプションケアの推進のための周知啓発及び相談支援の充実</u> 」の取組について、 <u>プレコンセプションケアの推進は必要無い</u> と思う。 プレコンセプションケア自体が異性愛規範に基づいた考え方で性的マイノリティを無視したものになっているが、異性愛者であっても子どもを産む・産まないは個人の選択であるため、公的機関が介入することではないと思う。 WHOのプレコンセプションケアの定義は、最終的には母子の健康の改善が目的であり、人権に根ざした包括的性教育を行うとしている。 優生思想につながる危険性や、性的マイノリティに対する配慮、異性愛者であっても子どもを産まない権利があることが伝えられるのかなど、 <u>個人の選択や人権に配慮されない形で行われるのではないかと危惧している。</u>	本プランは、男女共同参画社会基本法及び高知県男女共同参画社会づくり条例に基づき、男女の人権の尊重を基本理念として策定するものであり、生涯を通じた健康支援についても、個人の自己決定と尊厳が尊重されることを基本的な考え方としています。 プレコンセプションケアは、子どもを望む、望まないにかかわらず、すべての方が自分らしく生きるための将来に向けた健康管理という広義の意味で用いられ、「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点を踏まえて推進していくことが求められています。 令和7年5月22日に公表された国の「プレコンセプションケア推進5か年計画」においても、プレコンセプションケアの概念の普及に際しては、「ジェンダーの平等、多様な性、身体の尊重等についても、知識を得るだけでなく、実生活の上でも十分な配慮ができるよう、適切なタイミングでの情報提供が求められる。それぞれの心や身体の違いについて理解を醸成する機会づくりが必要である」とされています。 本県も、こうしたことを踏まえ、プレコンセプションケアの普及啓発にあたっては、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の理念のもと、性的指向や性自認（SOGI）は人それぞれであり、自らの意思に基づきライフデザインを選択することの重要性や、自分を大切にし互いに認め合うことの重要性についてもあわせて周知するなど、その理解促進に取り組んでいます。 ご意見を踏まえ、プレコンセプションケアの取組説明における表現について、特定のライフイベントを前提とするものではなく、すべての人が自らの意思に基づきライフデザインを選択することの重要性がより明確となるよう、「妊娠・出産を含む」との記載を削除するよう見直しました。	P.44	①ご意見を踏まえ案を修正したものの

13	<p>テーマ3 安全・安心な暮らしの実現 取組の柱（3）生涯を通じたからだところの健康支援</p>	<p>県民意識調査でリプロダクティブ・ヘルス／ライツの認知度が極めて低いにもかかわらず、計画の目標がプレコンセプションケアの認知度となっている点に違和感がある。 プレコンセプションケアの認知度を目標とするのではなく、まずは<u>リプロダクティブ・ヘルス／ライツの認知向上を目標として定めることが必要</u>ではないか。</p>		<p>P.43 P.44 P.50</p>	<p>①ご意見を踏まえ案を修正したもの</p>
14	<p>テーマ3 安全・安心な暮らしの実現 取組の柱（3）生涯を通じたからだところの健康支援 取組の方向②リプロダクティブ・ヘルス／ライツを踏まえた性に関する正しい理解の促進</p>	<p>こうち男女共同参画プラン案において、プレコンセプションケアが妊娠・出産を前提とした形で強調されており、子どもを産む・産まないという自己決定を尊重するリプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方が含まれていないように感じる。 <u>男女共同参画の観点からは、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを基本に捉えることが重要であるため、数値目標を掲げるならプレコンセプションケアではなく、未だ認知度が極めて低いリプロダクティブ・ヘルス／ライツの方ではないか。</u> 男女共同参画プランは少子化対策のためではなく、男女平等を推進するための政策であるため、少子化対策を目的とした施策が前面にでることで、女性の自己決定が後景化しないようプランを見直し、<u>ライフデザインの選択肢に「妊娠・出産」だけでなく、子どもを持たないライフプランも含めてほしい。</u></p>	<p>取組の柱（3）の「現状と課題」では、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの認知度が低いことを挙げていましたが、認知度が低いことから「知識や理解の不足」が課題であると考えますので、そのことが分かるよう、記載を修正しました。 また、「プレコンセプションケアの認知度」の目標に代えて、「小学校・中学校・高校への性に関する外部講師派遣事業の実施校数」「リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する講座の参加者数」を目標として設定することとし、単に用語の認知度をはかるのではなく、どれだけの方に正しい情報を届けることができたかによって、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解促進の進捗度合いをはかることとします。 プレコンセプションケアについては、性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、自らのライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行うものであり、妊娠や出産を望まない方なども含め、個人の意思に基づくライフデザインの選択が尊重されるものであるという意図が正しく伝わるよう、取り組み内容から「妊娠・出産を含む」を削除するよう見直します。 さらに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解促進のための取組として、こうち男女共同参画センター「ソーレ」による講座等での啓発を強化することとし、「主な取組」に追加するよう修正しています。</p>	<p>P.43 P.44 P.50</p>	<p>①ご意見を踏まえ案を修正したもの</p>
15	<p>テーマ3 安全・安心な暮らしの実現 取組の柱（3）生涯を通じたからだところの健康支援 取組の方向②リプロダクティブ・ヘルス／ライツを踏まえた性に関する正しい理解の促進</p>	<p>「テーマ3 安全・安心な暮らしの実現」の取り組みの柱（3）「生涯を通じたからだところの健康支援」では、現状と課題として、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの認知度が極めて低いことが指摘され、主な取組も掲げられているが、その取組目標として掲げられているのは「プレコンセプションケアの認知度」となっていることに違和感がある。 日本でのプレコンセプションケアは、WHOの提唱するリプロダクティブ・ヘルス／ライツや包括的な性教育とは違い、「少子化対策」として行われているという指摘がある。 こうち男女共同参画プランが、子どもを産む・産まないの選択を自己決定する権利を侵害せず、多様な性や多様なありかたを尊重する計画となるよう見直してほしい。 そのため、<u>取組目標として掲げる項目は「プレコンセプションケアの認知度」ではなく、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツの認知度」とし、リプロダクティブ・ヘルス／ライツをふまえた包括的性教育を進めていくようにしてほしい。</u></p>		<p>P.43 P.44 P.50</p>	<p>①ご意見を踏まえ案を修正したもの</p>
16	<p>テーマ3 安全・安心な暮らしの実現 取組の柱（3）生涯を通じたからだところの健康支援 取組の方向②リプロダクティブ・ヘルス／ライツを踏まえた性に関する正しい理解の促進</p>	<p>「リプロダクティブ・ヘルス／ライツを踏まえた性に関する正しい理解の促進」の項目にある取組目標が「プレコンセプションケアの認知度80%」というのは適当ではない。 包括的性教育も実施されていない状況で、リプロダクティブ・ヘルス／ライツという人権についても周知不足のまま、理解度でもない「プレコンセプションケア（という言葉）の認知度80%」を取組目標とするのは、少子化対策としての意図が感じられ、違和感がある。 <u>リプロダクティブ・ヘルス／ライツの認知度が極めて低いという現状認識であれば、それについて取組目標を設定すべきであるため、見直してほしい。</u></p>		<p>P.43 P.44 P.50</p>	<p>①ご意見を踏まえ案を修正したもの</p>
17	<p>テーマ3 安全・安心な暮らしの実現 取組の柱（3）生涯を通じたからだところの健康支援 取組の方向②リプロダクティブヘルス／ライツを踏まえた性に関する正しい理解の促進</p>	<p>「プレコンセプションケア」の前提として、リプロダクティブヘルスライツが挙げられ、その実現のためには包括的性教育が必要。 プレコンセプションケアの数値目標ではなく、包括的性教育の実施が求められるため、具体的には<u>女性の月経についての社会的認知を広げることや、公共施設や学校での生理用品の常備や学校での生理休暇を認める取り組みの推進なども積極的に進めてほしい。</u></p>	<p>学校教育では、保健（保健体育）、特別活動、道徳や総合的な学習の時間等に、教科横断的に性に関する指導が行われています。 また、令和3年度以降、全ての県立学校で生理用品の無償提供を実施しています。公共施設への生理用品の設置は現段階で検討していませんが、女性の健康課題に関する社会の理解促進に向けては、医療関係者や企業などを対象としたセミナーを開催するなど、啓発の取組を強化することとしています。 また、生理休暇の導入については、女性が社会生活のなかで感じるつらさや不便さを共有することにつながる意義深い取り組みだと考えています。 現在、県立高等学校では、生理に関する休暇の規定は設けていませんが、今後も継続して、国の動向や他県の状況等について情報収集を行い、必要に応じて検討を行っていきます。 今後も、性差による違いや、多様な価値観を認め合い、人権を尊重する社会づくりに向けて、県民の理解促進に努めてまいります。 (該当箇所：P.43)</p>	<p>修正無し</p>	<p>④ご意見に対する考え方を説明したものの</p>
18	<p>テーマ3 安全・安心な暮らしの実現 取組の柱（3）生涯を通じたからだところの健康支援 取組の方向②リプロダクティブ・ヘルス／ライツを踏まえた性に関する正しい理解の促進</p>	<p>セクショナル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(S R H R) = プレコンセプションケアではないため、<u>性や生殖の権利を現在奪われている人への支援や対策なくして、若い女性を産む性として期待し少子化対策の責任や対策を担わせようとするプレコンセプションケアの推進はありえない。</u> 国の政治的な意向に忖度せず、高知県でのジェンダーを取り巻く課題に対して、現実的に改善できる方策を盛り込む計画にしていきたい。</p>	<p>プレコンセプションケアについては、性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、自らのライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行うものであり、妊娠や出産を望まない方なども含め、個人の意思に基づくライフデザインの選択が尊重されるものであるという意図が正しく伝わるよう、取り組み内容から「妊娠・出産を含む」を削除するよう見直します。 さらに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解促進のための取組として、こうち男女共同参画センター「ソーレ」による講座等での啓発を強化することとし、「主な取組」に追加するよう修正しています。 性や生殖に関して権利を侵害された場合の支援や対策としては、女性相談支援センターやこうち男女共同参画センター、にんしんSOSなどの相談窓口がありますので、周知などにより一層相談しやすい環境づくりが進むよう取り組んでまいります。</p>	<p>P.43 P.44</p>	<p>①ご意見を踏まえ案を修正したもの</p>

19	プラン全体	<p>男女共同参画社会基本法及び高知県男女共同参画社会づくり条例において、「男女の人権が尊重されること」を基本理念の一つとしているが、このプラン案は「人権の尊重」が基調にあるとは思えない。</p> <p>特に、「テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」では、<u>取組の柱(2)「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」が新設されているが、ここで『共働き・子育て』の県民運動の推進の取り組みがとりあげられていることから、人口減少を抑制し子どもを増やすために、高知県が「女性に選ばれる」ことをめざすと掲げているのだと受け止められ、リプロダクティブ・ライツの視点が欠如している。</u></p> <p>また、「テーマ2 あらゆる分野における女性の参画拡大」で想定されているのも、健康で「活躍」することのできる人々だけを対象としているように読め、男女共同参画の実現の対象が限定的であるように思える。</p> <p>テーマ3では女性の抱える課題の複雑化・多様化・複合化について触れられているが、女性だけでなく人々が抱える課題は複雑化・多様化・複合化しているという視点はテーマ1とテーマ2にも不可欠であると考えため、<u>複雑で多様な課題を抱えた人々の人権を尊重するための計画になるよう見直してほしい。</u></p>	<p>本プランは、男女共同参画社会基本法及び高知県男女共同参画社会づくり条例に基づき、男女の人権の尊重を基本理念として策定するものであり、すべての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき生き方を選択できる社会の実現を目指しています。</p> <p>ご指摘の「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」は、女性に特定の生き方を求めるものではなく、固定的な性別役割分担意識や女性の活躍機会の制約などの様々な障壁の解消を図り、性別や置かれている状況にかかわらず、誰もが安心して暮らし、自らの希望に応じて参画できる環境づくりを進めるものです。</p> <p>また、本プランでは、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の理念を踏まえ、子どもを持つか持たないかを含めた個人の自己決定が尊重されることを前提として、生涯を通じた健康支援や多様な生き方を支える取組を推進することとしています。</p> <p>ご意見を踏まえ、テーマ1からテーマ3の「目指す姿」について、性別にかかわらず誰もが個人としてそれぞれの希望に応じて能力を発揮し、自分らしく生きることができる社会の実現を目指す趣旨がより明確となるよう記載を見直しました。</p> <p>また、ご指摘のとおり、現代社会における課題は、複雑化、多様化していることから、「プラン改定の趣旨」に「ジェンダー主流化」の視点を加え、すべての方の人権を尊重するものとなるよう計画を推進する意図を明確にしました。</p>	P.1 P.27 P.32 P.38	①ご意見を踏まえ案を修正したもの
20	プラン全体	<p>目指すべき姿である「性別にかかわらず、誰もが自分らしくいきいきと活躍できる高知県」の実現には、性の多様性を尊重することが不可欠だが、プラン案では性の多様性に関する記載は、「テーマ3 安全・安心な暮らしの実現」の取組の柱(2)でごく一部触れられているのみとなっており、「テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「テーマ2 あらゆる分野における女性の参画拡大」では性的マイノリティや性の多様性について触れられていない。</p> <p>テーマ3のごく一部だけでなく、<u>プラン全体を通して、性の多様性の尊重を重視した内容となるよう見直してほしい。</u></p>	<p>本プランは、男女共同参画社会基本法及び高知県男女共同参画社会づくり条例に基づき、男女の人権の尊重を基本理念として策定するものであり、すべての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき生き方を選択できる社会の実現を目指しています。</p> <p>性的指向や性自認を含む性の多様性の尊重は、その重要な前提であると認識しています。</p> <p>ご意見を踏まえ、プランにおいて、テーマ3の取組で性の多様性の尊重に関する理解促進を位置付けているほか、テーマ1及びテーマ2の「目指す姿」においても、性別にかかわらず誰もが個人として尊重されることを基本とし、多様な人々が自分らしく生き、能力を発揮できる社会の実現を目指すこととしており、テーマ1「現状と課題」に性的指向や性自認(SOGI)に対する無理解や偏見により困難を抱える場合があること、また、性の多様性について正しい理解を促進し、互いの違いを認め合う意識醸成が求められていることを追記するとともに、「主な取組」に多様な性のあり方について正しい理解を広めること、また、性的マイノリティに対する差別や偏見の解消を図り、多様性が尊重される環境づくりを進めることを追記しました。</p>	P.27 P.28	①ご意見を踏まえ案を修正したもの
21	プラン全体	<p><u>マイノリティである女性の人権保障やジェンダー平等の理念が分かりにくい構造になっている。</u></p> <p>たとえば、目指すべき姿のうちの2つ「男女共同参画の視点から見た「魅力ある地域づくり」の推進」「多様な働き方の選択と誰もが能力を発揮できる就労環境の実現」や、テーマ1の「共働き・子育て」の県民運動の表現から、テーマ1と2については、どちらも女性の経済的活躍(育児と仕事との両立も含めて)を目的としているように見え、本来テーマ1で扱うべきジェンダー平等、男女共同参画という趣旨が見えづらくなっている。</p> <p>国の女性活躍や少子化対策の政策ワード(女性に選ばれる地域づくり、「共働き・子育て」など)を包摂しようとして、全体として何がやりたいのか、高知県として現状の課題をどのように把握しており、それに対してどのような計画により改善していくのかが、見えづらくなっているように思う。</p>	<p>本プランは、男女共同参画社会基本法及び高知県男女共同参画社会づくり条例に基づき、男女の人権の尊重を基本理念として策定するものであり、すべての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき生き方を選択できる社会の実現を目指しています。</p> <p>ご指摘の「男女共同参画の視点から見た「魅力ある地域づくり」の推進」「多様な働き方の選択と誰もが能力を発揮できる就労環境の実現」や、「共働き・子育て」の県民運動」は、女性の経済的活躍を目的としたものではなく、固定的な性別役割分担意識や女性の活躍機会の制約などの様々な障壁の解消を図り、性別や置かれている状況にかかわらず、誰もが安心して暮らし、自らの希望に応じて参画できる環境づくりを進めるものです。</p> <p>ご意見を踏まえ、テーマ1からテーマ3の「目指す姿」について、性別にかかわらず誰もが個人として尊重され、それぞれの希望に応じて能力を発揮し、自分らしく生きることができる社会の実現を目指す趣旨がより明確となるよう記載を見直しました。</p>	P.27 P.32 P.38	①ご意見を踏まえ案を修正したもの